

(報 告)

## 特定行為研修の経過報告

田淵 裕子

鳥取赤十字病院 看護部

Key words : 特定行為研修

### はじめに

チーム医療を推進し、看護師がその役割をさらに発揮するため、2015年10月に「特定行為に係る看護師の研修制度」が開始された。鳥取赤十字病院は、2019年2月に特定行為研修指定研修機関に指定され、4月より5区分(表1)の鳥取赤十字病院特定行為研修(以下研修)を開始した。当院が高度急性期医療から地域医療、在宅医療まで多岐にわたる役割を担っている中で、地域包括ケアを念頭に置き、患者の入院期間のみならず退院後の在宅療養を支えるために、より自律してケアを提供できる看護師を育成することを研修の目的としている。2022年6月現在、6名が研修を修了し、5名が研修中である。研修開始から3年経過し、研修の経過を報告する。

### 研修体制

日本赤十字社医療事業推進本部と連携を図り研修を行っている(図1)。

鳥取赤十字病院特定行為研修管理委員会(以下:管理委員会)は、特定行為区分ごとの研修計画の作成、研修受講者の選考、受講者の履修状況の管理、修了の際の評

価など研修が円滑に管理・運営されるよう統括管理を実施している。管理委員会は、院長を委員長として図2に示す組織で構成されている。研修の進行状況、研修方法、研修の評価については、特定行為研修 担当部会で審議している。

研修の指導者は、特定行為指導を行うために必要な経験及び能力を有している医師8名、看護師4名(3名は特定認定看護師)である。このうち医師3名と看護師3名は、研修の指導方法等に関する講習会を受講している。

### 研修の概要

研修の受講期間は、1年間を標準とし、2年を超えて履修することはできない。毎年4月及び10月を研修の開始としている。

研修の対象者は、1)鳥取赤十字病院に勤務する看護師であること、2)看護師免許取得後、通算5年以上の看護実務経験を有すること、3)看護部長の推薦を有すること、4)「赤十字施設の看護実践能力向上のためのキャリア開発ラダー」レベルⅢ以上を取得している(更にはレベルⅣ以上であることが望ましい)ことの4要件を満たす者である。

研修は、共通科目と区分別科目によって構成されてい

表1 研修で実施する特定行為及び特定行為区分

特定行為区分	特定行為
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整

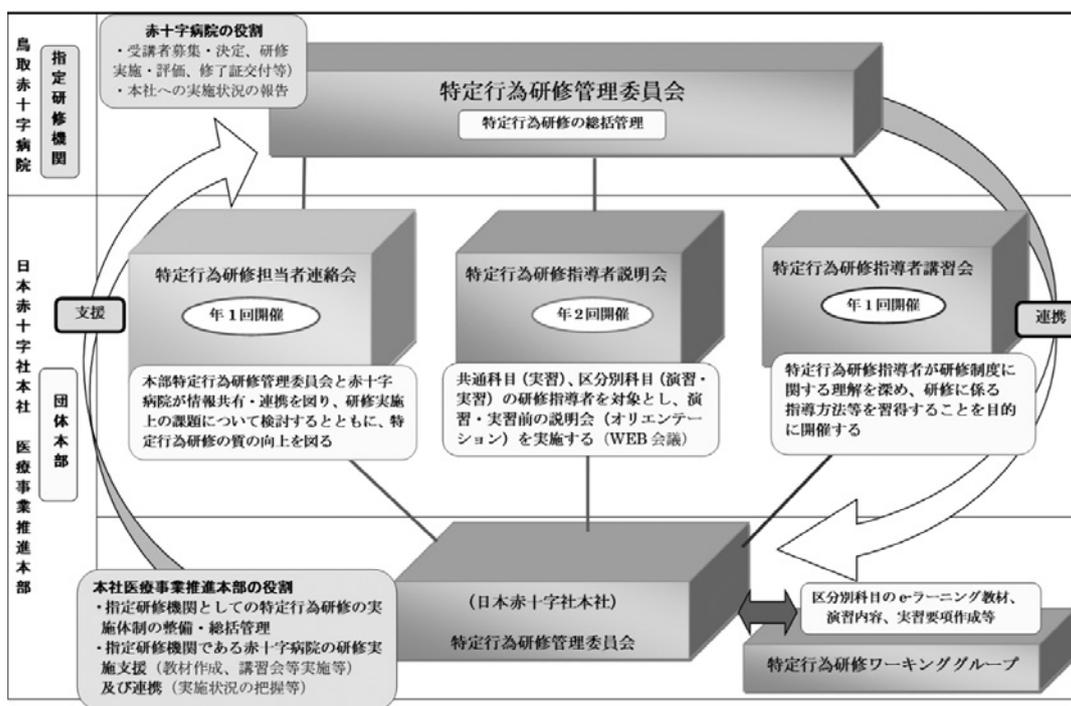


図1 鳥取赤十字病院と日本赤十字社本社医療事業推進本部との連携図

日本赤十字社本社医療事業推進本部から教材作成・講習会実施などの研修実施支援を受け、情報共有を行い、研修実施上の課題について検討し研修の質の向上につとめている。

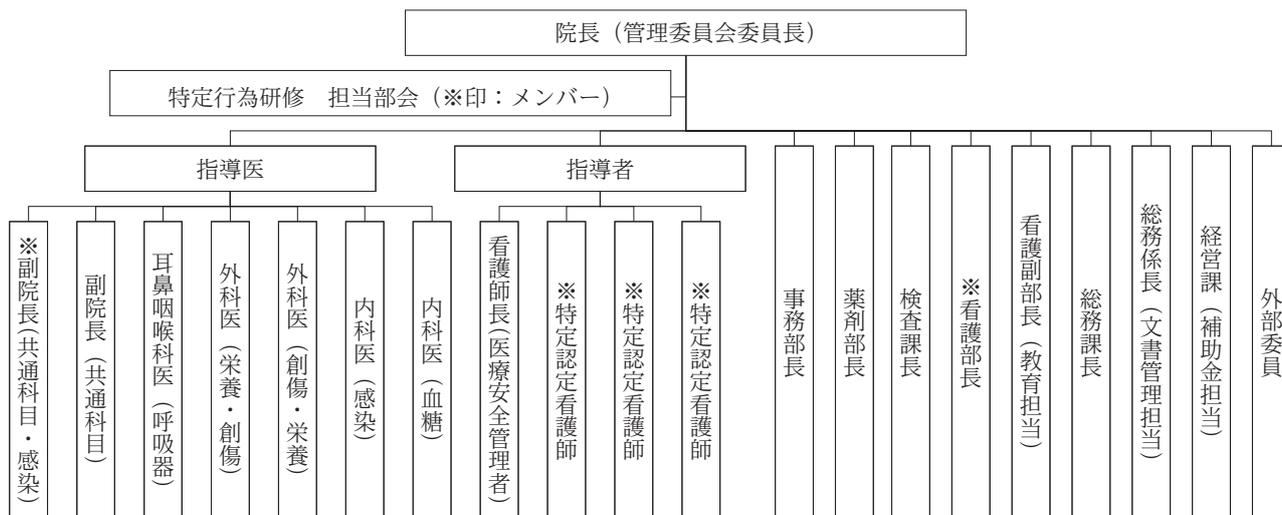


図2 鳥取赤十字病院特定行為研修管理委員会

特定行為研修管理委員会は、院長を管理委員会委員長とし、図に示すメンバーで構成されている。

る(図3)。共通科目の「講義・演習」は、放送大学大学院(以下:放送大学)が行うオンライン授業を受講・単位取得し、共通科目統合実習を自施設において実施する。区分別科目の講義は、日本赤十字社で作成されたeラーニングを受講し、区分別科目の演習及び実習を自施設において実施する。

研修修了は、共通科目(講義・演習)について放送大学の単位を取得し、共通科目(実習)及び区分別科目(講義・演習・実習)の修了をもって認められ、管理委員会において修了判定が行われる。

### 研修の実際

研修生の経過は、図4の通りである。各期1~2名が受講している。5名が研修を修了し、5名が研修中である。研修生が受講した行為区分は、1区分1行為から3区分4行為であった。研修期間は、1年から2年であり標準の1年で修了した研修生は、1名であった。共通科目を延期した研修生が3名だった。区分別科目は、7月から1年6か月の期間を要した。

(4月研修開始)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(10月研修開始)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	共通科目						区分別科目						研修修了判定
	放送大学e-ラーニング			修了通知	統合実習	合否判定	本社 e-ラーニング → 演習 → 実習 6ヶ月から1年6ヶ月の間に修了する						

図3 研修スケジュール

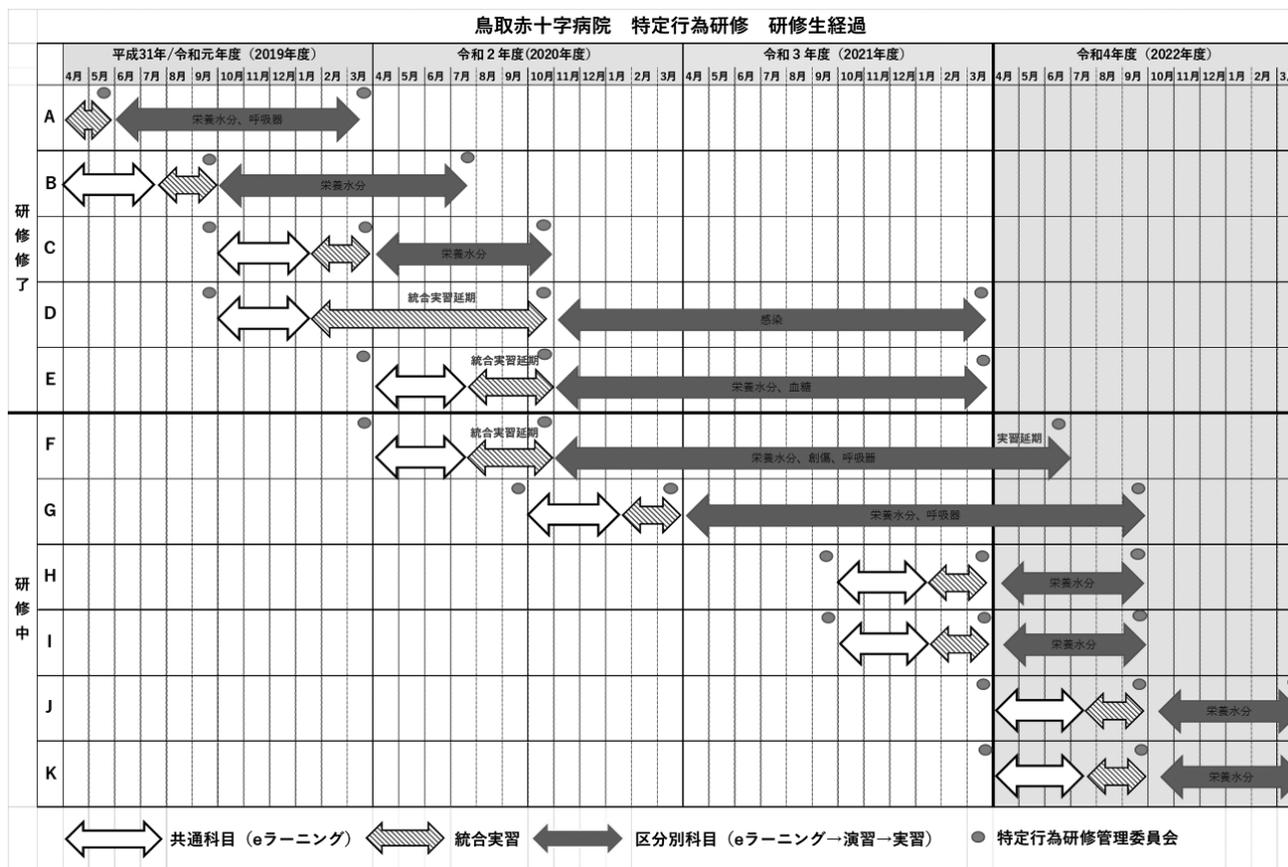


図4 鳥取赤十字病院特定行為研修 研修生経過 (2022年3月時点)

### 考 察

共通科目の期間を延長した研修生2名は、2020年度4月に共通科目が新基準となり、放送大学の講義が315時間から250時間と大幅に減ったことにより、e-ラーニングだけでは、医療安全学や特定行為実践に関して不足があり実習期間を延長した。e-ラーニングの時間数の変更に伴う統合実習の指導方法の変更ができていなかったため、統合実習の内容を表2のように変更した。変更後、共通科目の延期は、見られていない。

区分別科目の実習は、特定行為手順書の対象症例を5症例以上経験し、実習総合評価表(DOPS:臨床手技評価)のすべての項目が基準相当4(指導監督なしでできる)以上であることが修了の要件である。特定行為の対象患者がない場合があるため実習日を特定せず、研修

生は、勤務をしながら自らが対象患者を見つけ、勤務時間内に実習できる時間を師長と相談しながら確保している。実習後、指導医からの実習内容の評価、「良かった点」「改善点」のフィードバックのためのディスカッションは重要である。4名の研修生の実習期間が重なることもあり、指導医とのディスカッションの時間の確保が難しいこともあった。このような現状によって区分別科目に7か月以上の期間を要していたと考えられる。

専門分野を極め組織横断的に活動している認定看護師、管理研修を修了して管理の視点を持っている看護師、看護師経験年数5年で知識を深めたいと受講した看護師など研修している看護師の能力は様々である。勤務と研修を両立し最短の期間で研修が修了できるために、研修生が自己課題を明確にし、指導医や上司と交渉しながら計画的に研修できるように支援して行くことが必要

表2 統合実習の内容

	時 間	内 容
医療安全学	4時間	<ol style="list-style-type: none"> <li>有害事象事例の問題の分析, 対策, 評価を立案する。(事前学習)</li> <li>有害事象事例の問題の分析, 対策, 評価を指導者と議論する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>特定行為研修共通科目終了看護師とディスカッションする。(60分)</li> <li>指導者と事故発生直後の適切な対応を行うための技術もふまえディスカッションする。(60分)</li> </ol> </li> <li>レポートにまとめる。(120分)</li> </ol>
臨床推論・医療面接	6.5時間	<ol style="list-style-type: none"> <li>新患外来見学・問診の実施。(4時間 フィジカルアセスメントの実施時間も含む)</li> <li>特定行為研修共通科目終了看護師と模擬患者の医療面接の練習を行う。(30分)</li> <li>指導者と模擬患者の医療面接を行う。(2時間) <ol style="list-style-type: none"> <li>事例1 ロールプレイ, 記録・報告, 自己評価・他己評価・振り返り</li> <li>事例2 「医療面接の評価」 ロールプレイ, 記録・報告, 自己評価・他己評価・振り返り</li> </ol> </li> </ol>
フィジカルアセスメント	2.5時間	<ol style="list-style-type: none"> <li>特定行為研修共通科目終了看護師と模擬患者のフィジカルアセスメントの練習を行う。(30分)</li> <li>指導者と実習を行う。(2時間) <ul style="list-style-type: none"> <li>模擬患者に医療面接・身体診察を実施し, 身体所見をまとめる。</li> <li>必要な検査・画像検査をオーダーする。</li> <li>上記の結果を統合しアセスメントを行い臨床診断をまとめる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>事例1 ロールプレイ, 記録・報告, 評価(振り返り)</li> <li>事例2 ロールプレイ, 記録・報告, 評価(振り返り) 「Mini-CEX評価表」で評価</li> </ol> </li> </ul> </li> </ol>
特定行為実践特論	14時間	<ol style="list-style-type: none"> <li>放送大学レポートの内容を確認し, カンファレンス参加の目標を確認する。</li> <li>病棟内における医師間カンファレンスまたは多職種による症例カンファレンスへの参加・見学を行う。</li> <li>チーム医療(組織横断的・多職種)への参加・見学を行う。(緩和ケアチーム, 褥瘡対策チーム, 栄養サポートチーム, 呼吸サポートチーム等)</li> <li>1, 2で参加・見学したチーム医療の1事例を取り上げ, 症例カンファレンスでの対応策の議論などをもとに, レポートにまとめて提出する。</li> <li>特定行為研修共通科目終了看護師と特定行為実践介入についてどのように説明と同意を得て実践していくかをロールプレイで経験する。(1時間)</li> </ol>

(下線:追加)

である。また、研修内容、研修体制について定期的に評価し、修正していくことが必要である。

特定行為研修の基本理念は、「特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならないものとする。」とされている<sup>1)</sup>。また、当院は、より自律してケアを提供できる看護師を育成することを研修の目的としている。研修では、チーム医療のキーパーソンとして高度な臨床実践能力を発揮できるように自己研鑽を継続する基盤が構築できつつあると考える。

### 今後の課題

高度な臨床実践能力を発揮していくためには、自己研鑽していくことが必要であり、研修修了後のフォローア

ップ体制を整えていくことが課題である。

国内では、特定行為研修修了者数は、4,393人(2021年9月時点)と増加している<sup>2)</sup>。診療報酬改定においても算定要件となっており、特定行為研修者を増やし、地域の看護師が研修を受講できるよう研修内容、研修体制を整備していきたい。

### 文 献

- 厚生労働省:「【通知】保健師助産師看護師法37条の第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」。特定行為に係る看護師の研修制度。(2020年10月30日)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000690153.pdf>
- 月岡悦子:特定行為研修に係る看護師の研修制度に関する見通し。看護 74(5):34-37, 2022.